

○外国為替及び外国貿易法第二十八条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第七号）

改正後

(定義)

第一条 「略」

〔一〇四 略〕

五 特定対象事業 対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十九年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第三号）別表に掲げる業種に属する事業又は対内直接投資等に関する命令第三条第二項、第三項、第七項及び第八項、第三条の二第四項及び第五項、第四条第三項及び第四項並びに第四条の三第三項及び第四項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報及び法人を定める件（令和八年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）第二条に規定する法人が営む同告示第一条に規定する技術若しくは情報に係る事業をいう。

〔六・七 略〕

八 発行会社等 発行会社、特定子会社、特定親会社又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産

改正前

(定義)

第一条 「同上」

〔一〇四 同上〕

五 特定対象事業 対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十九年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第三号）別表に掲げる業種に属する事業をいう。

〔六・七 同上〕

八 発行会社等 発行会社、特定子会社、特定親会社又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産

省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）（以下「命令」という。）第四条第五項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて特定対象事業を営むものをいう。

〔九〇十二 略〕

（特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準）

## 第二条 「略」

- 一 外国投資家は、当該特定取得に係る発行会社等の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあっては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に就任し、又は命令第二条第三項第一号イからトまでに掲げる者（自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、同項第二号イから又までに掲げる者を含み、外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合であつて、自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、命令第二条第三項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役若しくは監査役に就任させてはならない（外国投資家が自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外にあっては、会社法第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）。
- 二 外国投資家は、自ら又は他の株主を通じて令第二条第十一項第二号から第四号まで及び命令第二条第四項各号に掲げる議案（特定対象事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案してはならない。

省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）（以下「命令」という。）第三条第三項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて特定対象事業を営むものをいう。

〔九〇十二 同上〕

（特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準）

## 第二条 「同上」

- 一 外国投資家は、当該特定取得に係る発行会社等の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあっては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に就任し、又は命令第二条第一項第一号イからトまでに掲げる者（自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、同項第二号イから又までに掲げる者を含み、外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合であつて、自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、命令第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役若しくは監査役に就任させてはならない（外国投資家が自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外にあっては、会社法第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）。
- 二 外国投資家は、自ら又は他の株主を通じて令第二条第十一項第二号から第四号まで及び命令第二条第二項各号に掲げる議案（特定対象事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案してはならない。

三 「略」

(特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準の  
例外)

第三条 「略」

一 「略」

二 法第二十八条の二第一項の規定により法第二十八条第一項の  
規定による届出をせざに行つた直近の特定取得の後に生じた事  
由により、法第二十七条第一項の規定による届出をして対内直接  
投資等を行つてはならない期間が満了した後に行う令第二条第  
十一項第二号から第四号まで及び命令第二条第四項各号に掲げ  
る議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に係るも  
の(当該届出に関し法第二十七条第十項の規定に基づき当該対内  
直接投資等に係る内容の変更又は中止を命じられていないもの  
であつて、当該届出に関し虚偽の届出でないものに限る。)を行  
う場合 前条第二号

「三・四 略」

三 「同上」

(特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準の  
例外)

第三条 「同上」

一 「同上」

二 法第二十八条の二第一項の規定により第二十八条第一項の規  
定による届出をせざに行つた直近の特定取得の後に生じた事由  
により、法第二十七条第一項の規定による届出をして対内直接投  
資等を行つてはならない期間が満了した後に行う令第二条第十  
一項第二号から第四号まで及び命令第二条第二項各号に掲げる  
議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に係るもの  
(当該届出に関し法第二十七条第十項の規定に基づき当該対内  
直接投資等に係る内容の変更又は中止を命じられていないもの  
であつて、当該届出に関し虚偽の届出でないものに限る。)を行  
う場合 前条第二号

「三・四 同上」